

## 北茨城市地域公共交通会議設置要綱

### (趣旨)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民生活に必要なバス、タクシー等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化法」という。）第5条に規定する地域公共交通計画を作成し、及び推進するため、活性化法第6条第1項の規定により設置する北茨城市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 本市の公共交通政策の推進に関すること。
- (2) 本市の実情に応じた適切な旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- (3) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (4) 地域公共交通計画の作成及び変更に関し必要な調査及び協議を行うこと。
- (5) 地域公共交通計画の推進に関し必要な協議及び連絡調整を行うこと。
- (6) 地域公共交通計画に基づく事業の実施に関すること。
- (7) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認めること。

### (構成)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者又は組織から市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市長が指名する市の職員
- (2) 市議会議員のうち議長の推薦を受けた議員
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表
- (4) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表
- (5) 住民又は利用者の代表
- (6) 関東運輸局茨城支局長又はその指名する者
- (7) 茨城県警高萩警察署長又はその指名する者
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体が指名する者
- (9) 道路管理者
- (10) 鉄道関係者
- (11) その他交通会議が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員に変更が生じた場合における後任委員の任期は、前任

者の残任期間とする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、市長が特別な理由があると認めるときは、任期中においても委嘱又は任命を解くことができる。

(交通会議の役員)

第5条 交通会議に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

- 2 会長は副市長とし、副会長は委員の互選によって選出する。
- 3 会長は交通会議を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議の会議(以下「会議」という。)は会長が必要に応じて招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 委員は委任状(別紙様式)により代理者を出席させることができる。
- 3 会議は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 会長は必要があると認めるときは委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。
- 6 会議は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもって代えることができる。

(書面による決議)

第7条 会長は、会議がいずれかに該当するときは、書面により委員の可否を求め、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

(1) 会議において事前に委員から書面による決議の了承を得ているとき。

(2) 緊急の決議を要し、かつ、会議の招集が困難なとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか会長が軽微な事案と認めるとき。

- 2 書面による決議は、委員の過半数からの書面による回答をもって成立するものとする。
- 3 書面による決議は、前項の規定による書面により回答した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる
- 4 会長は、書面による決議を行った場合は、その結果を書面により速やかに委員に報告するものとする。

(協議結果の取り扱い)

第8条 交通会議において協議が整った事項については、委員及び関係者はこれを尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(専門部会)

第9条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ交通会議に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は交通会議が必要と認めた者により構成する。
- 3 専門部会の座長は、専門部会を構成する者のうちから会長が指名した者とする。
- 4 専門部会の会議は、座長が招集し議長となる。
- 5 座長は協議に必要があると認めるときは、専門部会を構成する者以外の者を出席させ、意見、説明を求めることができる。

(事務局)

第10条 交通会議の庶務を処理するため、市長公室まちづくり協働課に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、事務局長は市長公室まちづくり協働課長をもって充てる。
- 3 事務局は次の事務を行う。
  - (1) 会議の開催に関すること。
  - (2) 会議の資料作成に関すること。
  - (3) 交通会議が実施する事業に係る事務に関すること。
  - (4) 交通会議の財務に関すること。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項に関すること。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年2月27日から施行する。
- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初の交通会議は市長が招集する。
- 3 この要綱の施行後、最初に委嘱された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和2年9月28日から施行する。

この要綱は、令和4年2月22日から施行する。

別紙様式（第6条関係）

年 月 日

北茨城市地域公共交通会議議長 様

住 所

団体名

氏名

印

委 任 状

令和 年 月 日に開催する北茨城市地域公共交通会議における議事の審議については、すべてを下記の者に委任します。

記

- 1 委任する者の氏名
- 2 委任する者の住所（所在地）
- 3 委任する者の所属・役職